

表-4 団体の事務室入居年数(平成23年度)

(単位:団体数)

使用者合計	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上
443	30	55	38	81	127	112

イ 許可基準の適用状況

表-5は、使用許可について、財務規則第187条をもとに細分化して適用状況を整理したものです。

2号(イ)は、「公共的団体において公益を目的とする事業の用に供する場合」で、314件と一番多く、全体の70.9%を占めています。次に5号(イ)の「県の事務事業の委託契約等の履行又は県の施策の推進上、使用許可の必要が認められる場合」が62件(14.0%)、5号(エ)の「公共的団体その他の者において、公益を目的とした事務又は事業の用に供するために使用する場合」が29件(6.5%)と続いています。

なお、法人形態については公益法人制度改革による新制度移行後の法人形態の記入を求めたところ、調査時点では、公益社団・財団法人が57件(12.9%)、一般社団・財団法人が72件(16.3%)ありました。新制度移行後の法人形態が決まっていない社団法人、財団法人については、「(現)社団・財団法人」に含めています。また、NPO法人も7件ありました。

表-5 団体の事務室に係る許可基準適用状況(平成23年度)

(単位:件)

法人形態	件数	許可基準(財務規則第187条)								
		1号	2号(7)	2号(4)	3号	5号(4)	5号(7)	5号(エ)	5号(カ)	5号(ハ)
公益社団法人	12			10		2				
公益財団法人	45			36		8		1		
一般社団法人	55			48		5		2		
一般財団法人	17			15		1		1		
NPO法人	7			3		3		1		
(現)社団・財団法人	35			21		14				
任意団体	208	1		153		24		24	6	
その他	64	2	14	28	1	5	9			5
合計	443 (100.0%)	3 (0.7%)	14 (3.2%)	314 (70.9%)	1 (0.2%)	62 (14.0%)	9 (2.0%)	29 (6.5%)	6 (1.4%)	5 (1.1%)

(注)「その他」には、国の機関、市町村等を含む。

【許可基準の凡例】

- 1号 … 職員、学生、入院患者等当該行政財産を使用する者のために厚生施設の用に供する場合
- 2号(7)… 国、他の地方公共団体その他公共団体において公用若しくは公共用に供する場合
- 2号(4)… 公共的団体において公益を目的とする事業の用に供する場合
- 3号 … 運送事業、水道事業、電気事業、ガス事業その他の公益事業の用に供することが必要やむを得ないと財産管理者が認める場合
- 4号 … 災害その他の緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させる場合
- 5号(7)… その使用許可を認めなければ、当該施設の機能あるいは効用が発揮できない場合
- 5号(4)… 県の事務事業の委託契約等の履行又は県の施策の推進上、使用許可の必要が認められる場合
- 5号(7)… 当該財産の所在場所又は位置関係から、その使用許可がやむを得ないと認められる場合
- 5号(エ)… 公共的団体その他の者において、公益を目的とした事務又は事業の用に供するために使用する場合
- 5号(カ)… 当該財産を寄付した等の縁故を有する者において、その使用目的が公用、公共用又は公益を目的とした事務、事業の用に供する場合等で、使用許可がやむを得ないと認められる場合
- 5号(ハ)… 上記以外の場合

表-6は、施設別の使用許可の基準適用状況です。

県庁舎が67件(15.1%)、合同庁舎が167件(37.7%)で、全体の半数を占めています。その他、知事部局の現地機関や高等学校等教育機関、警察署等の警察機関にも入居しています。教育機関を除いて2号(イ)「公共的団体において公益を目的とする事業

の用に供する場合」が半数以上を占めています。

表-6 団体の事務室に係る施設別許可基準適用状況(平成23年度)

(単位:件)

施設区分	件数	許可基準(財務規則第187条)								
		1号	2号(7)	2号(イ)	3号	5号(イ)	5号(ウ)	5号(エ)	5号(オ)	5号(カ)
県庁舎	67 (15.1%)	1	1	60	1		4			
合同庁舎	167 (37.7%)	1	7	109		36	5	4		5
知事部局現地機関	83 (18.7%)		6	51		23		3		
教育機関	54 (12.2%)	1		26		2		19	6	
警察機関	72 (16.3%)			68		1		3		
合計	443 (100.0%)	3	14	314	1	62	9	29	6	5

#### ウ 許可申請の確認状況

平成23年度において、団体が事務室として使用するとして申請があった件数のうち、「新規」は19件で、「更新」は424件と95.7%を占めています。更新許可申請に対する許可基準該当事項の確認方法としては、新規の申請と同様に「関係図面、当該団体の規約等、事業計画書、委託契約書の写し及び当該団体に係る関係所課の長の意見」によるものが204件(48.1%)であり、「当該団体に係る関係所課の長の意見書」のみで行っているものが192件(45.3%)と、それぞれ半数近くありました。(表-7参照)

表-7 団体の事務室の許可基準該当事項の確認方法(平成23年度)

(単位:件)

許可区分	申請件数	規約等・事業計画書 + 関係所課長の意見書	関係所課長の意見書	関係所課長の意見書 + その他(聞き取り等)	その他 (聞き取り等)
新規	19 (100.0%)	13 (68.3%)	4 (21.1%)	1 (5.3%)	1 (5.3%)
更新	424 (100.0%)	204 (48.1%)	192 (45.3%)	25 (5.9%)	3 (0.7%)
合計	443 (100.0%)	217 (49.0%)	196 (44.2%)	26 (5.9%)	4 (0.9%)

#### エ 減免基準適用状況

「行政財産目的外使用許可事務取扱要領」(昭和52年3月25日付け51管第185号通知。以下「取扱要領」という。)による団体の事務室に係る減免基準適用状況をみると、表-8のとおりです。減免基準の3号を適用し免除・減免しているものが386件(87.1%)と最も多くあります。減免基準の3号は、「公共的団体その他の者において、県の事務又は事業に直接関連のある公益を目的とした事務、事業の用に直接供するために使用する場合」になります。この場合の使用料の減免は10分の10以内となりますが、1件を除いて全額が免除されています。

減免基準の5号は、「公共的団体その他の者において、県の事務又は事業に直接関連はないが、公益を目的とした事務、事業の用に直接供するために使用する場合」で、この場合の使用料の減免は2分の1以内となります。13件全てについて、2分の1が減額されています。

表-8 団体の事務室に係る減免基準適用状況(平成23年度)

(単位:件)

法人形態	件数	減免基準(取扱要領)										減免割合		
		1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	※	10/10	1/2	0
公益社団法人	12			12								12	0	
公益財団法人	45			42		3						42	3	
一般社団法人	55	1		49	1	4						50	5	
一般財団法人	17	2	1	13		1						16	1	
N P O 法人	7			6		1						6	1	
(現)社団・財団法人	35			34		1						34	1	
任意団体	208			200		3			1	4		205	3	
その他	64	15	3	30	11						1	58	2	4
合計	443	18	4	386	12	13			1	4	1	423	16	4
減免割合	10/10	18	4	385	10	0			1	4	1			
	1/2	0	0	1	2	13			0	0	0			

【減免基準の凡例】

- 1号… 県職員の労働組合、県職員の互助団体又は親睦団体、共済組合その他これらに類する団体又は法人が、その事務又は事業に直接使用する場合(駐車場を除く。)…減免基準:10分の10以内
- 2号… 職員、学生、入院患者等当該行政財産を使用する者のために厚生施設(自動販売機及び駐車場を除く。)の用に供する場合…減免基準:10分の10以内
- 3号… 公共的団体その他の者において、県の事務又は事業に直接関連のある公益を目的とした事務、事業の用に直接供するために使用する場合(ただし、収益を伴う事業に供する場合、第6号に該当するもの及び駐車場を除く。)…減免基準:10分の10以内
- 4号… 他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するために使用する場合(ただし、収益を伴う事業に供する場合、第6号に該当するもの及び駐車場を除く。)…減免基準:10分の10以内
- 5号… 公共的団体その他の者において、県の事務又は事業に直接関連はないが、公益を目的とした事務、事業の用に直接供するために使用する場合(ただし、第6号に該当するもの及び駐車場を除く。)…減免基準:2分の1以内
- 6号… 公共団体又は公共的団体が有線放送業務の用に供する線路及びその付属施設を設置するために使用する場合…減免基準:業務を行う者が土地等の使用の対価を定めている場合はその額と財産条例で定める額の差額
- 7号… 災害その他緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させる場合…減免基準:10分の10以内
- 8号… 使用許可の相手方が当該行政財産の維持及び保存の費用(管理経費は除く。)の全部又は一部を負担している場合…減免基準:負担している額の範囲内の額
- 9号… 使用許可の相手方が当該行政財産を寄付し、又はその費用の全部若しくは一部を負担している場合…減免基準:寄付し、又は負担した額の範囲内の額
- ※印… 前各号に掲げるもののほか、知事が公益上特に必要があると認めるもの

オ 使用許可面積

表-9は、団体の事務室の使用許可面積です。

3.3㎡が196件と最も多く、許可件数の44.3%を占めています。この場合は、職員1人というケースです。100㎡以上のものは27件で、300㎡以上のものも5件ありました。

表-10は、事務室の面積を職員数で除した面積(1人当たり面積)です。

3.3㎡であったものは298件で、全体の67.2%が該当します。一方、1人当たりの面積が30㎡以上のものが18件(4.1%)ありました。これは事務室の他に研究室や相談室を設置し、常駐職員が少ない団体などです。

表-9 団体の事務室の許可面積(平成23年度)

許可面積	許可件数(件)
3.3㎡	196 (44.3%)
3.4㎡以上10㎡未満	88 (19.9%)
10㎡以上20㎡未満	40 (9.0%)
20㎡以上30㎡未満	25 (5.6%)
30㎡以上50㎡未満	34 (7.7%)
50㎡以上100㎡未満	33 (7.5%)
100㎡以上200㎡未満	13 (2.9%)
200㎡以上300㎡未満	9 (2.0%)
300㎡以上	5 (1.1%)
合計	443 (100.0%)

表-10 団体の事務室の1人当たり使用許可面積(平成23年度)

1人当たり面積	許可件数(件)	人数別内訳(件)				
		1人	2人	3人	4人	5人以上
3.3㎡	298 (67.2%)	196	55	25	11	11
3.4㎡以上10㎡未満	48 (10.8%)	8	8	5	4	23
10㎡以上20㎡未満	61 (13.8%)	10	10	10	7	24
20㎡以上30㎡未満	18 (4.1%)	9	3	2	2	2
30㎡以上	18 (4.1%)	11	3	1	1	2
合計	443 (100.0%)	234	79	43	25	62

## (4) 一時使用許可の状況

一時使用許可の件数は2,991件で、このうち2,431件(81.3%)は使用料を免除しています。一時使用の主なものは、PTAや同窓会が実施する模擬試験会場として高等学校の教室を使用する場合や、スポーツのために高等学校等のグラウンドや体育館を使用するものなどです。(表-11参照)

表-11 一時使用許可の状況(平成23年度)

許可件数(件)				使用料(千円)		
使用料減免		使用料徴収	合計	算定額 (a)+(b)	徴収額 (a)	減免額 (b)
免除	減額					
2,431	476	84	2,991	49,101	2,781	46,320

## (5) 行政財産の貸付状況

行政財産の貸付けは、自動販売機のみで実施されています。平成22年4月分から、順次、県有施設における自動販売機の設置業者を公募し、最高額の貸付料で応募した者を選定することにより、県有財産の有効活用と歳入の確保を図っています。その結果、行政財産の目的外使用許可による場合の使用料と比較し、貸付料は約30倍を超える年額1億6,934万余円となっています。(表-12参照)

表-12 自動販売機の貸付件数等(平成23年度)

区分	貸付件数(件)	貸付料(千円)	台数(台)
建物	262	113,483	326
土地	74	37,164	106
工作物	38	18,699	45
合計	374	169,346	477

## (6) 行政財産目的外使用許可に係る事務上の問題点

指摘事項・指導事項については、前述のとおり「第2 監査の結果」にまとめて記載しています。

それ以外に監査において明らかになった事務上の問題点を表-13に整理しました。

今後の事務処理に当たり間違いやすい事項でもありますので、留意して事務処理に当たってください。

表-13 事務上の問題点の内容

分類	事項	件数
財産管理 事務関係	許可申請書の提出が取扱要領で定める期日より遅かった。	1
	許可における添付書類が不足していた。	1
	一時使用許可が可能な期間（おおむね30日）を超えて許可していた。	1
	一時使用許可簿の整備に不備があった。	3
収入事務関係	国の機関に対して減免措置を行っていた。	1
	減免基準該当条項に誤りがあった。	2
	平成19年度の評価額を適用して、使用料を算定していた。	1
	使用料の算定誤りがあった（免除対象）。	3
	使用料の算定誤りがあった（減額対象）。	1
	使用料の収入科目に誤りがあった。	1
	使用料の納期限に誤りがあった（4月中ではなく5月2日としていた）。	14
管理経費の徴収時期に誤りがあった。	1	

(注) 実地監査を実施した148機関の状況

## 5 総括意見

行政財産の使用許可基準や使用料減免基準について、現行の取扱要領では、その運用において判断基準に裁量の余地があることから、財産管理者によって、公益性や県の事務事業との関連性のとらえ方及び許可・減免条項の適用などで、判断が異なるなどの実態が認められました。

使用料の減免（免除・減額）については、許可件数全体の47.0%で全額免除が行われており、中でも事務室にあっては95.3%が全額免除されています。また、減免割合も10分の10、又は2分の1という割合が一律に適用されている状況にありました。

このような実態をみると、ファシリティマネジメントを推進している今こそ、県有財産の有効活用や受益者負担適正化の観点から、特に事務室の場合の使用許可や使用料の減免等のあり方について、早急な見直しが必要であると考えます。

その着眼点について記載しますので、これらに留意しながら、取扱要領等の見直しを進めてください。

(対象：財産活用課)

### (1) 団体事務室の使用料減免基準の見直しについて

#### ア 使用目的の再検証

使用料については、財産条例第13条において、「使用許可の相手方」及び「使用目的」により、減額又は免除ができるとされています。今回の監査で、使用許可の相手方（団体）の業務の形態を詳細に調査したところ、団体の事務事業に会員の親睦事業や共済事業など県の事務事業との関連性がない事業、物資の販売等の公益以外の事業も含んでいるものもわかりました。

また、県の事務事業との関連性に関しては、県から事務事業を受託していることを減免の理由としている場合が見受けられました。

このような団体の使用許可については、減額又は免除できることに該当するのかが再検証し、許可そのものや減免の妥当性を見直す必要があると考えます。

#### イ 「公共的団体」の範囲の明確化

「取扱要領」第1の1の(2)のイにおいて、公共的団体とは、「農業協同組合、森林組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、日本赤十字社、交通安全協会等の社会事業団体、青年団、婦人会、教育会、体育協会、青少年育成会等の文化事業団体、又は町村会、土地改良連合会、土木振興会等の行政関連団体など公共的活動を営む団体」とされています。また、公益法人であってもすべて公共的団体に該当するとは限らないとされています。

昨今、県とNPO法人との協働による事務事業が増加し、県とNPO法人の関わりも以前にも増して深くなってきています。また、公益法人制度改革による新制度移行の期限も平成25年11月に迫っていますので、「公共的団体」の範囲を見直し、明確にする必要があります。

#### ウ 公益を目的とする事業の判断基準の明確化

「取扱要領」第1の1の(2)のウにおいて、「公益を目的とする事業」とは、「社会福祉、教育研究等の事業で、営利を目的とせず、社会一般の福祉に寄与する事業をいう。」とされています。しかしながら、この「公益を目的とする事業」とは必ずしも明確ではなく、財産管理者の判断によるところが大きく、拡大解釈も可能です。実際に、同種同様の事業内容にもかかわらず、財産管理者によって公益を目的とする事業のとらえ方や減免条項の適用において差異が見受けられました。

公益性は、許可や減免の重要な判断要素になるものですので、公平性の点からも、財産管理者が判断に迷わずに適用できるレベルの細かい判断基準を設ける必要があります。



また、減免が限定的なものと考えれば、公益社団・財団法人に限って、公益性を認めるという考え方もあるように思います。

#### エ 事業実態に応じた減免割合の可変的な運用

事務室の使用許可の大部分が、「公共的団体その他の者において、県の事務又は事業に直接関連のある公益を目的とした事務、事業の用に直接供するために使用する場合（減免基準3号）」により全額免除をしていますが、当該団体の許可事務室内で行われる事業の全てが、県の事務事業に直接関連のある事務、事業であるかを見極めが難しいため、ほとんどが10分の10の減免率を適用しています。

受益者負担の適正化という観点から、10分の10又は2分の1の減免率を一律に適用するのではなく、当該団体が行う事務事業の公益性や県の事務事業との関連性、県が受ける便益等を総合的に勘案することにより、事業内容等に応じた可変的（何段階にも分ける）な減免割合を適用するよう運用を見直す必要があります。

この場合も、基準があいまいであると財産管理者によって運用に差異が生じてしまいますので、財産管理者が判断に迷わずに適用できる基準を定めることが重要です。

#### オ 「財務状況」の減免基準への反映

現行の減免基準の適用に当たっては、「許可団体の財務状況」は全く考慮されていません。このため、財務状況に余裕がある団体に対しても使用料を減免しています。しかし、使用料の減免は、許可団体に対する家賃補助や運営費補助の性格を持っているとも考えられます。

財務状況をどのように把握し、判断するのか、実際の運用にあたっては課題もありますが、団体の財務状況に着目する必要もあると思われます。

#### カ 「許可面積」による減免基準適用の見直し

事務室の許可面積は、「取扱要領」第1の2の(2)では、1人につき3.3㎡を適当としています。しかし、これを超えているケースが許可件数の3分の1程度で見受けられました。

使用許可の面積は、事務事業の内容（使用目的）を基に必要最小限であることが使用許可の前提条件です。しかし、この必要最小限をどのようにとらえるかは明確になっていません。特に、一室を単位として使用許可している場合には、職員数が減少したからといって直ちに縮小できないなどの物理的な問題もあります。

ファシリティマネジメントというオフィススタンダードの検討に併せて、例えば、標準面積を超える部分については減免基準の見直しが必要であると考えます。

#### キ 業務形態の正確な実態把握と使用許可期間の延長

事務室の使用許可は、一部例外を除き1年ごとに許可申請が必要となりますので、許可申請の多くが「更新」です。許可に当たっては、「申請書」と「関係所課の長の意見書」など書面のみで審査していますが、前年度と同じ内容の申請書や意見書により許可しているものも多く見受けられました。減免基準の運用を厳格に行うためには、当該団体の業務形態を正確に把握することが必要です。

このため、現行の書類だけの審査だけではなく、申請団体からの聞き取り調査を行うなど、より実態を正確に把握できる審査方法を検討する必要があります。

また、現行の1年以内の使用許可期間を延長し、申請・許可に係る事務の軽減を図ることも考えられますので、財務規則の改正等について検討してください。

### (2) 行政財産の貸付けの推進等について

#### ア 自動販売機の貸付けに係る予定価格の見直し

平成19年3月施行の地方自治法改正により、庁舎の床スペースや敷地等に余裕がある場合には、民間等への貸付けが可能となりました。

本県でも、平成22年度から自動販売機の公募方式による貸付けを順次実施し、従来の使用料に比べて30倍を超える貸付料を得ています。検討事項において、貸付料予定価格の算定方法についての見直しを求めているところですが、平成25年度には、貸付けの最初の更新時期を迎えることから、この公募事務に間に合うよう早急に検討を進めてください。

#### イ 余裕スペースの有効活用による貸付料の確保

(7) 行政財産の余裕スペースの貸付けとして、県庁舎においては、平成24年8月からエレベーターホールやエレベーター内の壁面の貸付けを始めていますが、この効果を検証し、県庁舎内の他の余裕スペースや県庁舎以外の県有施設への拡大を検討してください。

(4) 民間事業者等が庁舎の屋根等を利用して太陽光発電を行う場合においては、行政財産の貸付けによる方法が検討されていますが、貸付料についても明確なルール化を図る必要があると考えます。

## 第4 工事監査

### 1 実施方針

県が行う建設工事及び建設工事に係る業務委託（以下「工事等」という。）を対象として実施しました。

監査の実施に当たっては、工事等の各段階において、技術的な視点も踏まえて当該工事等が法令等に則って適正に行われているかという観点はもとより、経済性、効率性、有効性及び計画性の観点にも留意して実施しました。

2 対象年度及び重点監査項目

公共及び県単独事業に係る工事等のうち、平成23年度執行分を基本とし、必要に応じて他の年度執行分についても対象としました。また、本年度は、「街路樹等の管理について」を重点監査項目として、調査を実施しました。

3 対象機関及び実施期間

工事監査は、環境部、農政部、林務部、建設部及び企業局の35機関について、平成24年6月14日から11月6日までの間に実施しました。

4 実施状況

対象箇所の中から、下記のとおり建設工事857件、業務委託516件、合計1,373件、契約金額で416億余円を抽出して実施しました（抽出件数率：10.0%、抽出金額率：26.6%）。

また、重点監査「街路樹等の管理について」は、県管理道路の管理を行っている建設部の全建設事務所（13所）について調査を実施しました。

監査実施状況

対 象	区 分	件 数	金額（百万円）	重点監査項目 （街路樹等の管理について）
				調査箇所 建設部の全建設事務所（13所）
工 事	対象箇所全体	9,293	130,969	
	監査実施箇所	857	34,976	
委 託	対象箇所全体	4,399	25,312	
	監査実施箇所	516	6,661	
合 計	対象箇所全体	13,692	156,281	
	監査実施箇所	1,373	41,637	
	抽出率（%）	10.0	26.6	

5 監査結果

監査の結果、指導事項7件については、「第2 監査の結果」に記載しました。これらの該当機関に対しては、文書により改善を指導し、処理状況の回答を求めました。また、意見1件と推奨事例2件については、「第5 監査委員の意見」に記載しました。

なお、指導事項に掲げた事項を除いて、監査対象とした機関においては、工事等に関する事務がおおむね適正に執行されたものと認められました。

6 重点監査項目：「街路樹等の管理について」

道路整備とともに植栽された街路樹は、地域住民や観光客などに潤いと安らぎの生活環境を提供しています。しかし、街路樹は四季を通じ、また年々その状況が変化するために継続的に維持管理を行うことが不可欠であり、適切な維持管理が行われないと、見通しの障害や枝葉の落下など通行者への様々な弊害を引き起こすことも考えられます。

県管理道路の管理者である建設部（建設事務所）においては、厳しい財政状況の中で、適正かつ効率的な管理を行うことが求められています。

本年度の工事監査においては、これらの状況を踏まえ、街路樹の管理に関して、現状を把握し課題等を明らかにし今後の管理に活かすため、「街路樹等の管理について」を重点監査項目としました。

建設部の現地機関のうち県管理道路を管理している全ての建設事務所（13所）を対象に、道路に植栽されている高木（3m以上に成長するもの）について調査を実施しました。

(1) 植栽の現状

植栽の状況について、建設事務所別に本数や植栽延長、種別などについて調査を行いました。

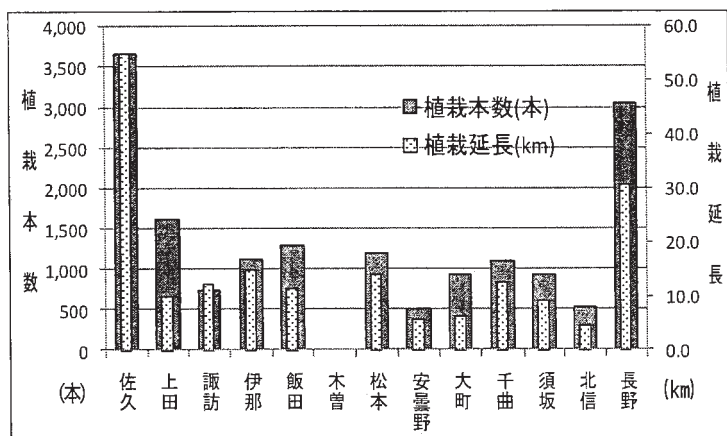
ア 建設事務所別の植栽本数と植栽延長

高木の植栽本数は、全体で16,686本でした。建設事務所別の植栽本数の状況は、佐久建設事務所管内が最も多く3,662本で、続いて長野建設事務所管内が3,047本でした。木曾建設事務所管内では、高木の植栽が全くありませんでした。

全体のうち、平成21年度から平成23年度までの3か年に新たに植栽された高木の本数は、593本（総数の3.6%）でした。

また、植栽延長は、全体で186.2kmとなっており、県管理道路5,156.3kmの3.6%に当たります。建設事務所別では、佐久建設事務所管内が最も長く55.1kmで、続いて長野建設事務所管内は30.6kmでした。（図-1参照）

図-1 建設事務所別の高木植栽本数と延長



イ 植栽樹種別状況

植栽樹種は全体で59種あり、ハナミズキが最も多く4,939本(30%)で、続いて、ケヤキ1,167本(7%)、カツラ1,152本(7%)、イチヨウ1,031本(6%)などとなっています。これらの上位4種で全体の約半数を占めています。(図-2参照)

また、平成23年度までの3か年に新たに植栽された高木(593本)については、ハナミズキが440本(74%)と、とりわけ多くなっています。

樹種は、地元要望や管理のしやすさなどを考慮して選定しています。

ウ 建設事務所別の植栽樹種状況

建設事務所別の樹種の状況は、上田、諏訪、伊那、松本、千曲、須坂、北信、長野の8建設事務所でハナミズキが最も多くなっています。また、ハナミズキはこれ以外の事務所でも多く植えられています。

その他、佐久ではカエデ、飯田ではケヤキ、安曇野ではコブシ、大町ではナナカマドが一番多く植えられており、地域の特色が出ています。(表-1参照)

(2) 植栽管理の現状

植栽管理については、建設事務所別に、台帳類の整備状況や点検状況、管理作業の実施状況などについて調査を行いました。

ア 建設事務所別の台帳類の整備状況

植栽台帳に関しては、作成済みが2建設事務所、一部作成済みが3建設事務所、未作成が7建設事務所となっており、植栽のない木曾建設事務所を除く約6割の建設事務所が台帳の整備を行っています。(図-3参照)

作成済みの台帳内容を見ると、安曇野建設事務所では、植栽エリアごとに位置図や状況写真を1枚にまとめています。千曲建設事務所では、樹種や本数、地元の協力状況などを一覧表とし、状況写真や位置図と合わせて整備しています。

また、点検や管理記録を記載する台帳を別途整備している建設事務所はありませんでした。

イ 管理方法の状況

各建設事務所の管理方法について、植栽本数で比較すると別図-4のとおり、主に職員の直営により行っているものが9,813本(59%)、主に業務委託によるものが5,063本(30%)、道路アダプト(注)団体や地元市町村など地元協力によるものが1,810本(11%)となっています。

(注) 道路アダプトとは、道路愛護活動を一歩進めた形の活動で、自治体(県、市町村)と住民がお互いの役割分担について協定を結び美化活動を進める制度です。

図-2 樹種別本数

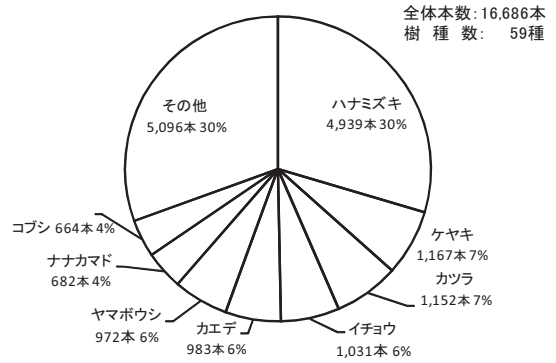


表-1 建設事務所別の植栽樹種順位

事務所名	1位	2位	3位
佐久	カエデ	ハナミズキ	カツラ
上田	ハナミズキ	イチヨウ	シナノキ
諏訪	ハナミズキ	エンジュ	ケヤキ
伊那	ハナミズキ	シダレヤナギ	ケヤキ
飯田	ケヤキ	ハナミズキ	ハナノキ
木曾	-	-	-
松本	ハナミズキ	ヤマボウシ	カツラ
安曇野	コブシ	ハナミズキ	ヤマボウシ
大町	ナナカマド	ヤマボウシ	イチイ
千曲	ハナミズキ	サクラ	シラカシ
須坂	ハナミズキ	ケヤキ	イチヨウ
北信	ハナミズキ	カエデ	カツラ
長野	ハナミズキ	イチヨウ	ユリノキ

(注) 着色部：多く植えられているハナミズキ

図-3 建設事務所別の植栽台帳整備状況

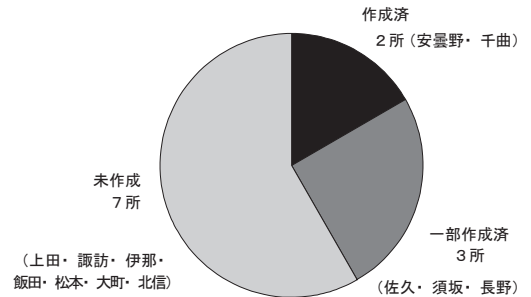
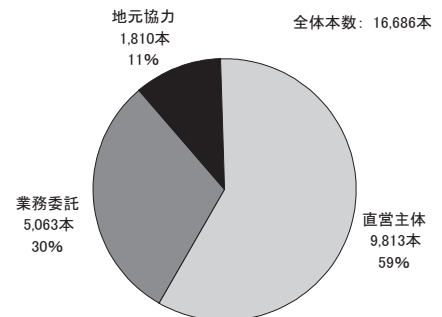


図-4 植栽の管理方法





ウ 業務委託による管理状況

図-5は、管理を業務委託により発注して行っている建設事務所別の支出状況を表しています。金額については、過去3か年(H21~23)の平均年額です。ただし、小規模補修工事などにより緊急に実施したものは除いています。

委託費では、長野建設事務所が一番多く11,194千円となっている一方、植栽本数が一番多い佐久建設事務所では、直営管理(小規模補修工事を含む。)や地元協力による管理が主体となっています。これらは、植栽場所が市街地か否か、沿道の土地利用状況、樹種、交通状況などの要因が関係していると思われる。また、業務委託の内容としては、せん定と病虫害防除が主なものとなっています。

エ 地元協力の状況

地元の協力により高木管理を実施している本数は1,810本、16箇所ありました。協力者別では、道路愛護団体である道路アダプト団体によるものが14箇所、地元市町村によるものが2箇所となっています。

作業の内容としては、危険を伴う高所でのせん定作業の実施事例はほとんどなく、落葉などの清掃や下枝の処理などについて、協力いただいています。

(図-6参照)

オ 住民からの苦情や要望について

平成23年度における住民や道路利用者からの苦情や要望について、各建設事務所からの聞き取りにより状況をまとめると表-2のとおりです。

うち、見通し不良や通行障害の除去に関するものが約4割と最も多くなっています。

続いて害虫駆除に関するものが約3割、その他植栽周りの草刈りや落葉処理などが約1割となっています。これらの中で、見通し不良や通行障害については、状況により交通事故の原因となることも考えられるため、道路管理者は植栽を適切に管理することが求められます。

カ 植栽に関する補償事例

植栽が直接的な事故原因となり、道路管理者が損害賠償を求められた事例はまれですが、平成23年7月に長野市の県道において、内部が腐朽したエンジュの木(高さ6m、直径50cm)が強風で倒れ、通行車両が損傷し、県が損害賠償(1,907,500円)を行った事故が発生しています。(写真-1参照)

(3) 総括意見

街路樹の管理を含めた道路の維持補修については、平成20年9月に策定された「民間委託等の推進に関する取組方針」を受けて、職員による直営作業についての民間委託が進められており、平成25年度にはほぼ全域で移行される見込みです。今後、民間委託される中であっても、街路樹の生育状況を的確に把握し、見通し不良や通行障害などにならないよう必要な対応を継続実施していく必要があります。

今回、建設事務所別に高木の植栽状況や管理状況を調査したところ、次のような改善すべき点がありましたので検討してください。

図-5 建設事務所別の業務委託費

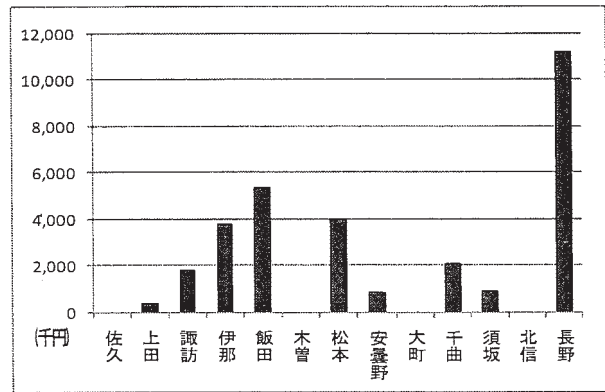


図-6 建設事務所別の地元協力管理本数

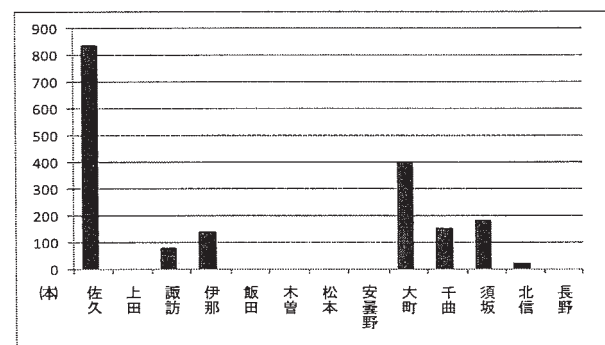


表-2 苦情・要望の状況

苦情・要望の内容	割合 (%)
見通し不良や通行障害の除去	44
害虫駆除(アメリカシロヒトリ・アブラムシ等)	28
植栽まわりの草刈り	13
落葉処理や落葉による弊害	5
その他(鳥害・植替えなど)	10
合計	100

写真-1 倒れた高木

